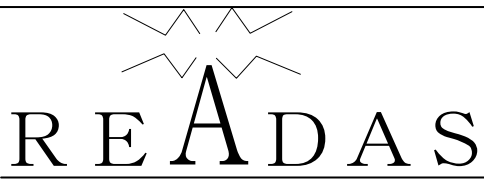


第 4758 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月26日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 宿日直手当を支給するとき

Q：当社では、休日の電話対応をするため、日直制度を設けました。この場合に支給する日直料は源泉徴収の対象になりますか？

A：1回の宿直につき支給される宿直手当が4,000円までであれば、源泉徴収は不要です。

【解説】

宿直料又は日直料は、宿直又は日直の職務の対価としての性格を有する一方、食事や洗面具代などの実費弁償的な性格も有していることから、その勤務1回につき支給される金額のうち4,000円（宿日直料以外に食事が支給されるという場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税しないこととされています。ただし、次のいずれかに該当する宿日直料は、その全額が課税対象になるとされています。

- ① 休日又は夜間の留守番だけを行うために雇用された者及びその場所に居住し、休日又は夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された者にその留守番に相当する勤務について支給される宿直料又は日直料
- ② 宿直又は日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者及びこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる者に支給される宿直料又は日直料
- ③ 宿直又は日直の勤務をする者の通常の給与等の額に比例した金額又は当該給与等の額に比例した金額に近似するようにその給与等の額の階級区分等に応じて定められた金額（給与比例額といいます。）により支給される宿直料又は日直料

